

林地開発許可申請の手引

(平成29年4月)

岡山県農林水産部治山課

林地開発相談窓口



相談窓口		担当エリア		住 所	電話番号
備前県民局	森林企画課 森林保全班	①	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	直通 (086) 233-9832
	東備地域森林課	②	備前市、赤磐市、和気町	〒709-0492 和気郡和気町和気 487-2	直通 (0869) 92-5166
備中県民局	森林企画課 森林保全班	③	倉敷市、総社市、早島町	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	直通 (086) 434-7052
	井笠地域森林課	④	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	〒714-8502 笠岡市六番町 2-5	直通 (0865) 69-1631
	高梁地域森林課	⑤	高梁市	〒716-8585 高梁市落合町近似 286-1	直通 (0866) 21-2847
美作県民局	森林企画課 森林保全班	⑥	津山市、真庭市、美作市、新庄村、蔡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	〒708-8506 津山市山下 53	直通 (0868) 23-1384
新見市役所	農林課	⑦	新見市	〒718-8501 新見市新見 310-3	直通 (0867) 72-6134

目 次

I	林地開発許可制度の概要	1
II	林地開発の許可申請	3
III	林地開発許可申請書作成要領	5
IV	開発行為の技術基準	10
V	林地開発許可を受けた後の留意事項	23
VI	林地開発許可後の関係書類等とその手続き	25
VII	書類の様式	28
VIII	林地開発許可制の適用されない 開発行為に対する調整事務の概要について	58

I 林地開発許可制度の概要

1 はじめに

森林は、木材の供給源であるほかに、土砂崩れや洪水などの災害を防止し、人びとに憩いの場を提供し、清い水や空気を与えてくれる機能をもっています。しかも、わが国の経済の成長、都市化の進展、余暇の増大に伴うリゾート開発などの社会経済情勢の変化に伴って、これら森林のもつ機能を総合的に高度に發揮させることができることも増して重要となっています。

そこで、森林を開発する際には、これまで森林がもっていた機能を阻害しないように適正に行うこととするために、昭和49年から森林法のなかに“林地開発許可制度”が導入されています。

この制度により、知事の許可を受けなければ森林を開発することができなくなり、森林の乱開発を防止し、森林のもつ機能を維持しながら県土の適正な利用を図っています。

2 制度のあらまし

(1) 林地開発許可の対象となる森林

林地開発許可の必要な森林は、森林法に基づく地域森林計画の対象民有林（公有林を含む）です。ただし、森林法により指定された保安林や海岸法により指定された海岸保全区域内の森林は除かれます。

地域森林計画の対象民有林かどうかについては、各県民局・各地域事務所に備えてある森林計画図により確認できます。

(2) 林地開発許可の必要な開発

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で、

- ① 道路だけをつくる場合には、幅員（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）が3メートルをこえ、かつ、その面積が1ヘクタールをこえるもの。
- ② その他の場合には、その面積が1ヘクタールをこえるもの。

(3) 許可基準

開発行為が次の4つの基準にあてはまるとき限り許可されます。

- ① 森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- ② 森林のもつ水害防止のはたらきが、開発することによって失われ、水害を発生させるおそれがないこと。
- ③ 森林のもつ水源涵養のはたらきが、開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがあること。

たすおそれがないこと。

- ④ 森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(4) 許可制の適用除外

- ① 国又は地方公共団体が行う場合。
- ② 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合。
- ③ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合。

※ 国又は地方公共団体及び省令で定める事業を実施する場合は、その事業者は所轄する県民局長(地域事務所)、新見市内の場合は新見市長と連絡調整を行い林地開発規制の趣旨を十分に生かすことになっています。

(5) 開発行為の中止・復旧等

- ① 許可を受けないで開発をした場合。
- ② 許可条件に違反して開発をした場合。
- ③ 偽りその他の不正な手段により許可を受け開発をした場合。

以上のような場合には、知事は開発の中止や復旧を命ずることとなり、この中止命令又は復旧命令に違反した場合は罰せられることとなります。

(6) 開発行為の許可の取消

次のいずれかに該当する場合は、開発行為の許可を取り消す場合があります。

- ① 許可に附した条件を遵守しないとき。
- ② 命令に違反したとき。
- ③ 計画書の内容を遵守しないとき。
- ④ 偽りその他の不正な手段により許可を受けたとき。

[参考]

伐採の届出について

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ伐採届出書を提出しなければなりません。ただし、林地開発の許可を受けたときはこの手続きは不要となります。

II 林地開発の許可申請

1 申請の前に留意すること

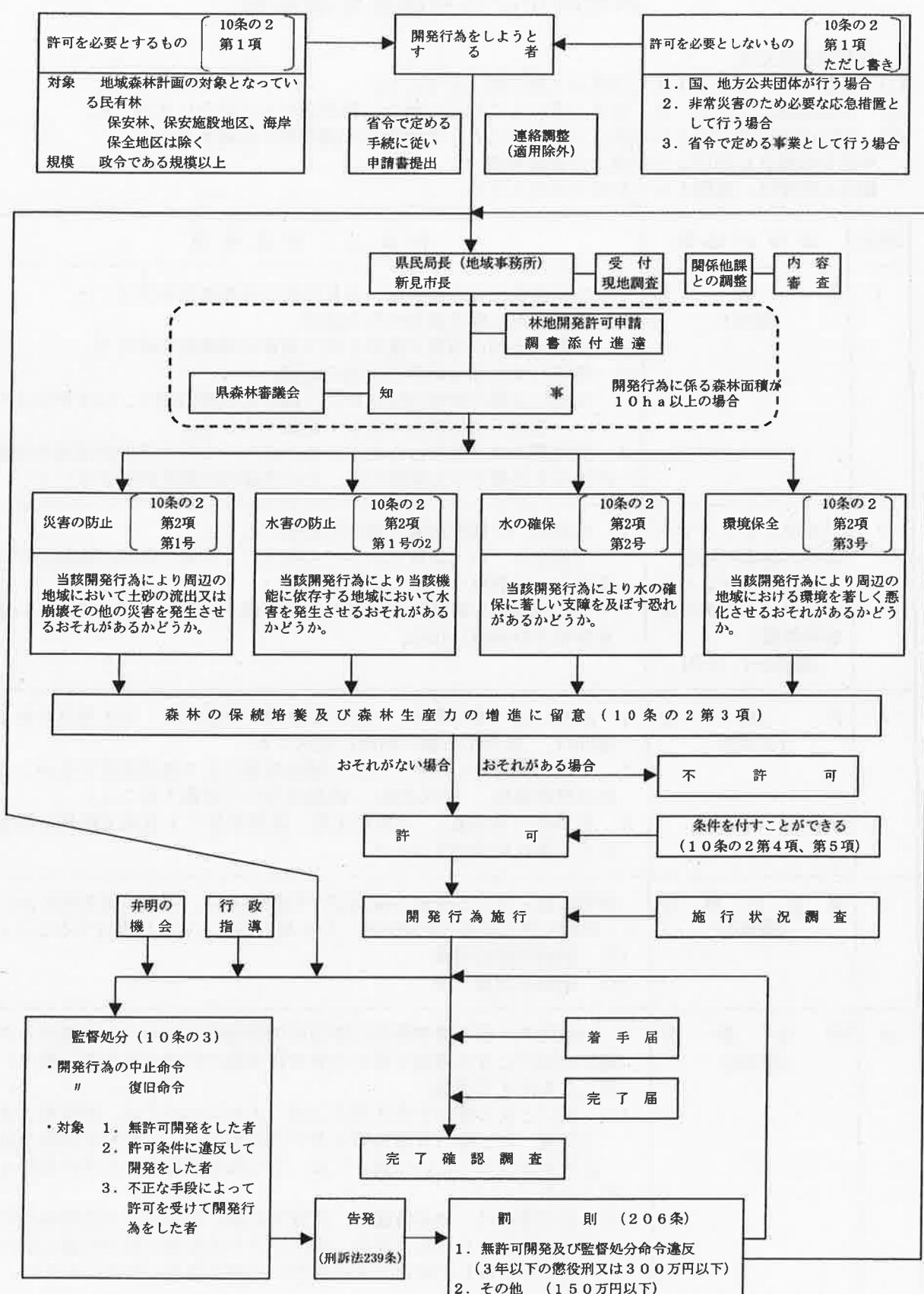
- (1) 開発計画をたてようとするときは、次にあげる森林を極力避けるようにしてください。
- ① 地域森林計画において樹根及び表土の保全、その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林。
 - ② 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林。
流域的にみて特に高い水源かん養機能の保全及び形成が保安林制度等により図られていること
にかんがみ集落の周辺に位置し飲用水の取水が行われている森林、溜池の周辺の森林等局地的な
水源かん養機能の高い森林をいう。
 - ③ 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法
を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法
を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に生活環境保全機能及び保健文化機
能を高度に發揮させる必要があるものとして定められている森林。
 - ④ 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があ
るものとして定められている森林。
 - ⑤ 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林。
地域における優良な森林を確保する趣旨であり、森林の成長量、集団性、生産基盤の整備の状
況等から判断して優位な森林をいう。
- (2) 開発行為の施行の妨げとなる権利（所有権、地上権、賃借権等）を有する者の同意が必要です。
- (3) 開発行為の施行により、周辺地域の生活及び産業活動に影響を受ける者及び、隣接地権者等の同
意が必要です。
- (4) この制度のみでなく、他の法令等の規制をうけているときは、所定の手続きが必要です。

2 申請の手続き

- (1) 申請書及び添付書類は、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上の時は正副2部、10ヘクター
ル未満の時は1部提出してください。
- (2) 申請書の提出先は、開発行為をしようとする森林の所在する市町村を管轄する県民局（地域事務所）
です。
- なお、新見市内で開発行為をしようとする場合は、新見市役所へ提出してください。

林地開発許可制度の体系図

※()内は森林法の条項を表す。



林地開発許可申請書作成要領

1 書類等の規格等

- (1) 書類の大きさは、J I S規格A4版に統一すること。
- (2) 申請書類は、目次、頁、見出し等により相互の照合の便が図られるようにすること。
- (3) 図面は図面袋（J I S規格A4版）に入れ、その内容を図面袋に記載すること。

2 申請書類編さん順序及び作成上の留意事項

編さん順序は、原則として次のとおりとする。

順序	書類の名称	作成上の留意事項
1	申請書 (様式1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が法人の場合は、会社印及び代表者印を押すこと。 2 開発行為に係る森林の所在場所。 実際に土地の形質の変更を行う森林の地番を記載する。 3 開発行為に係る森林の土地の面積。 実際に土地の形質の変更を行う森林の実測面積で、haを単位として、小数第5位切捨て第4位まで記載すること。 4 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。
2	「開発しようとする森林の地番明細書」、 「開発しようとする森林以外の土地の地番明細書」 (様式2-1、2-2)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目は、土地登記簿の地目を記載すること。 (地目が、田・畠等であっても現況が立木地であれば森林法上は森林として取扱っている場合がある。) 2 この明細書の開発行為に係る実測面積が上記申請書の作成上の留意事項3の面積となる。
3	計画書 (様式3)	<ol style="list-style-type: none"> 1 該当しない事項等は、空白又は棒線で抹消し、記入項目のある場合は、該当する欄に簡潔に記入する。 2 土地利用計画の利用区分は、開発内容により適宜設定するが、森林は残置森林、造成森林、緑地に分けて記載すること。 3 申請者(事業者)、工事施工者、管理者等による施工体制を明確にする図表を添付すること。
4	資金計画書 (様式4)	<p>開発計画に要する資金の額及びその調達方法、調達先等を明らかにし、判断できる資料(申請日前、6ヶ月以内のもの)を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 預金残高証明書 (2) 融資証明書 等
5	同意書等 (様式5)	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為に係る森林並びに周辺の関係物件について、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることを証する書類。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 妨げとなる権利を有する者とは、土地については、所有権、永小作権、地上権、賃借権等を有する者のほか、当該林地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者を含むものとする。 (2) 添付書類は、登記簿謄本、売買契約書、登記法上の所有権者の売買同意書、共有地代表者(規約により共有地の使用収益に関する権利を代行して決定できる場合)の同意書等の各写しとする。

順序	書類の名称	作成上の留意事項
		<p>2 上記の外、次の者の同意書等の写しを添付すること。</p> <p>(1) 開発事業区域に係る地域住民の代表者の同意書の写し</p> <p>(2) 開発区域から直接放流する河川等の管理者、水利権者等の同意書の写し</p> <p>(3) 隣接地権者の開発に対する同意等の取り扱い</p> <p>① 開発行為に係る森林区域等について、国土調査法に基づく地籍調査が完了し、その成果が登記されているものについては、当該森林区域の隣接地権者の開発に対する同意書及び境界確認書類等の一切を不要とする。</p> <p>② 開発行為に係る森林区域等について、国土調査法に基づく地籍調査が未完了で、公図が近代的な測量成果によらないものについては、当該森林区域の隣接地権者の当該開発に対する同意書は不要であるが、筆界確認書（様式21）を提出するものとする。</p> <p>③ 関係の開発区域界について、当事者間に係争があると認められる場合は、②の扱いとする。</p>
6	身分を証する書類	<p>1 申請者が法人の場合は、当該法人の登記簿謄本。</p> <p>2 法人でない団体の場合には代表者の氏名、その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。</p> <p>3 必要に応じて規約・定款を添付する。</p>
7	工程表 (様式6)	<p>1 期別計画がある場合は、全体計画も掌握できること。</p> <p>2 主な防災工事及び施設工事ごとに分け、具体的に記入すること。</p> <p>3 準備期間等も記入すること。</p>
8	他法令との関係 (様式7)	<p>開発行為において他法令に基づく許可、認可、協議等を必要とする場合は、それらの手続の状況が明らかになっていること。</p> <p>(1) 許可、認可済はその証書の写しを添付すること。</p> <p>(2) 手続き中の場合は、申請書の写しを添付すること。</p> <p>(3) 協議等の場合は、関係機関等との協議記録の写し、または関係機関の意見書を添付すること。</p>
9	残置森林、造成森林及び主要防災施設の維持管理計画書 (様式8)	<p>1 残置及び造成森林の区域を示す図面を添付すること。 (縮尺 $\frac{1}{5,000}$ 程度)</p> <p>2 主要防災施設とは、擁壁、えん堤、沈砂地、水路工、洪水調節池等の防災上重要な施設とする。</p>
10	防災施設計画書	<p>1 排水施設計算表及び流出土砂貯留施設計画計算表を添付すること。 工事中及び工事后に区分して作成すること。（様式9、10）</p> <p>2 切土、盛土又は捨土の工法並びに防災施設の設計根拠を記載した書類を添付すること。</p>
11	土量計算書等の書類	切土、盛土及び捨土の土量計算を行い、その計算基礎資料を添付すること。
12	位置図	5万分の1程度の地形図に事業区域の位置を明示する。
13	写真	1 全体計画の事業区域が判明できるもの。（事業区域の地形及び林况を明らかにする。）

順序	書類の名称	作成上の留意事項
		2 主要な防災施設施工位置付近の地形等が判明できるもの。 3 写真的撮影位置方向を明らかにし、現況図に記入する。
14	区域図	1 開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の区域を明示する。 2 それらの区域を明示するのに必要な範囲内において市町村界、字界、地番界及び地番を記入する。 3 図面の縮尺は、5千分の1以上とする。
15	公図	法務局の土地台帳付属地図の写しに事業区域界及び森林の区域界、係る森林の区域界を表示したものとする。枚数が複数で判読が困難となる場合等には、適宜の方法により集成図を作成すること。
16	求積図	1 開発区域内の面積を求める基礎となるもので、地番を表示する。 2 開発に係る森林面積と、しようとする森林面積とに分け、三斜法、ブランメーター法等で面積の算出を行い、その計算基礎データを添付すること。 3 ha単位とし、小数第4位（未満切捨）までとする。
17	現況図	開発区域の林況（人工林、天然林、無立木地、その他の用地区分）及び事業区域に関連する周辺地域の現況（農地、道路、人家、公共施設、河川、湖沼等）が明示されていること。 (縮尺 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$)
18	流域現況図	1 流域の地形、土地利用状況が明示されていること。 2 河川の状況 河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点がある場合には、それが明示されていること。
19	利用計画図	1 全体計画及び期別計画がある場合は、色分け等により明示すること。 2 事業用施設及び防災施設等を記入する。 3 残置森林及び造成森林・緑地等を記入する。 4 法面の形状・位置等を記入する。 5 1～2mコンターの入った図面に縦横断測点又は測線を記入し、関係横断面図と関連づける。 (縮尺 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$)
20	防災工事配置図 (1) 土量配分計画平面図	1 許可申請区域、切土区域、盛土区域、土量、土砂の移動方向等について記載する。 2 目的に応じて省略も可。（土石の採掘等）
	(2) 排水計画平面図	集水区域界、集水区域の番号及び面積、排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称を明示する。 (縮尺 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$) (1) 集水区域及び排水施設の記号又は番号は、排水施設計算表と対照できるようにすること。

順序	書類の名称	作成上の留意事項
		<p>(2) 排水系統の複雑なものについては、模式図も作成すること。 (3) 必要により施工中と施工後に分けて作成すること。</p>
	(3) 土砂流出防止計画平面図	<p>集水区域界、集水区域の番号及び面積、土砂流出防止施設の位置、記号又は番号、種類、規模及び貯砂量を明示する。 (縮尺 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$)</p> <p>(1) 集水区域及び施設の記号又は番号は、流出土砂貯留施設設計計算表と対照できるようすること。 (2) えん堤等の実測縦横断図及び貯砂量計算書を別途添付すること。 (3) 必要により施工中と施工後に分けて作成すること。</p>
	(4) 洪水調節計画平面図	<p>集水区域界、集水区域面積、調節池の位置、記号又は番号、種類、規格及び調節容量を明示する。 (縮尺 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$)</p> <p>(1) 洪水調節池の実測縦横断図、容量計算表、H・V曲線図及び下流河道縦横断図を別途添付すること。</p>
21	防災施設設計図	<p>縦横断面図、構造図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等）、定規図（標準横断図）その他必要な図面とする。</p> <p>(1) 縦断図 測点、区間距離、追加距離、地盤高、計画高、切土高、盛土高、勾配を記載すること。 (縮尺 水平 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$、垂直 $\frac{1}{200} \sim \frac{1}{400}$)</p> <p>(2) 横断図 測点、切土又は盛土高、現地盤線、計画地盤線及び勾配、擁壁及び法面保護施設を明示すること。ただし、土石等の採掘にあつては、年度別の掘削断面及び採掘量計算表を表示すること。 (縮尺 $\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$)</p> <p>(3) 構造図（正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図） 構造各部の仕上がり寸法、材料の種類及び寸法、基礎工の材料及び寸法を記載すること。 (縮尺 $\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$)</p> <p>(4) 土工定規図 地質又は土質別切土の勾配、盛土の勾配、小段の位置、幅及び間隔、施工前の地盤面、擁壁及び法面の保護施設、仕上がり寸法及び勾配、法面における排水施設及び規格、その他法面保護の方法を示す図面。</p>
22	建築物等の概要図	

順序	書類の名称	作成上の留意事項
23	その他必要な書類	(1) 造成する森林又は緑地の造成方法（植栽樹種、植栽本数等）を記載した図書。 (2) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法を記載した図書。 (3) 開発行為に係る森林の土地の面積が必要最小限である根拠。 (4) その他参考となるべき図書。

3 その他留意すべき事項

(1) 関係市町村長の意見書は申請書の上に添付すること。（様式20）

(2) 排水施設計算表

洪水量は……………ラショナル式（合理式）によること。

流速は……………マニング式によること。

IV 開発行為の技術基準

1 安全措置に関する技術基準

(地盤等の計画)

- (1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないよう土の置換、水抜等の措置を講ずること。
- (2) 開発行為は原則として、現地形にそって行われ、土砂の移動量が必要最小限度であること。
- (3) 切土の法面勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合したものであること。
- (4) 開発行為によって、がけが生じる場合には、がけの上端に続く地盤面は原則としてそのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。
- (5) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずる恐れがないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
- (6) 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないような措置を講ずること。
- (7) 切土は原則として階段状に行う等法面の安定が確保されていること。
- (8) 盛土は必要に応じ水平層にして順次盛り上げ十分締め固めが行われるものであること。
- (9) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には柵工の実施の措置を講ずること。
- (10) 盛土の法面勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

(擁壁等)

- (11) 開発行為によって生じるがけ面及び法面は、植生による保護（実播工、伏工、筋工、芝張り、植栽工）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合は、人工材料による適切な保護（擁壁、石張り、モルタル吹付、法枠工、柵工、網工等）により風化その他の表面水、湧水、渓流等の浸食に対して保護すること。
工種は土質、気象条件等を考慮して決定し適期に施工すること。
なお、擁壁で覆わないがけ又は法にあっては、直高5メートル以内ごとに適當な小段（1メートル以上）を設け必要な排水施設を設けること。
- (12) 人家、学校、道路等に近接する場合切土をした土地の部分に生じる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地に生じる高さが2メートルを超えるがけ面は擁壁を設置すること。

ただし、硬岩盤である場合又は切土をした土地の部分に生じることになるがけの部分で、次のいずれかに該当するものがけ面についてはこの限りでない。

- ① 土質が次表の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの。

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く)	60°	80°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35°	45°

- ② 土質が上項の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超えるもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。

この場合、前項に該当するがけの部分により、上下に分離されたがけの部分があるときは、がけの部分は連続しているものとみなす。

(擁壁の構造)

- (13) 上記(12)により設置する擁壁は、原則として鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り、間知練り積み造りとすること。

- (14) 拥壁の構造は、構造計算、調査等によって次に該当すること。

- ① 土圧、水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと。
- ② 土圧、水圧及び自重によって擁壁が転倒(安全率1.5以上)しないこと。
- ③ 土圧、水圧及び自重によって擁壁が沈下しないこと。
- ④ 土圧、水圧及び自重によって擁壁が滑動(安全率1.5以上)しないこと。

- (15) 拥壁には、その裏面の排水をよくするため原則として壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管等耐久材料を用いた水抜穴を設け擁壁の裏面には次表の基準の透水層を設置すること。

擁 壁 の 高 さ	透 水 層 の 厚 さ	
	上 端	下 端
3.0m以下	30cm	40cm
3.0mを超え～4.0m以下	30cm	50cm
4.0mを超え～5.0m以下	30cm	60cm
5.0mを超えるもの	30cm	60cmに擁壁の高さが5mを1m増すごとに10cmを加える。

(注) 透水層の上端とは、擁壁高(根入れを含まない)の5分の1下方とする。

(16) 開発行為によって生じるがけ面をおおう擁壁の高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の7の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

（土砂流出防止の計画）

(17) 開発区域及びその周辺の地形、地表の状況を勘案して、開発行為により相当量の土砂の流出が予想される場合は、下流域に対する災害を防止するため開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の土砂流出防止施設の設置、森林の残置等の措置を適切に講じること。

(18) 土砂流出防止施設は、土砂を適切に防止できる位置及び規模でありえん堤等の構造は治山技術基準によるものとする。

(19) 落石、なだれ、飛砂等の災害を発生させる恐れがある場合には、落石又はなだれ防止柵、若しくは、静砂垣の設置を適切に講じること。

（計画流出土砂量）

(20) ① 土砂流出防止施設は、開発区域の規模、開発後の地表の状態等から推定される流出土砂量から下流へ無害に流される許容流出土砂量を差引いた土砂量に対応するものであること。

② 開発前の地形、地表の状態から流出していたと推定される流出土砂量をもって許容流出土砂量とする。

③ 1年間の流出土砂量は、開発区域の規模、地表の状態等により次表を基準とする。

地表の状態	1ha当たりの年間流出土砂量	流出平均厚さ
裸地、荒廃地等	200～400m ³	20～40mm
皆伐地、草地等	15m ³	1.5mm
抾伐地	2m ³	0.2mm
普通の林地	1m ³	0.1mm

注 (1) 工事によりかき起こした面積については、裸地に準じる。

(2) 工事期間中の流出土砂量は、次式による。

$$(工事面積) \times (1\text{ha当たりの年間流出土砂量}) \times \frac{\text{工事期間 (最低4箇月とする)}}{1\text{2箇月}}$$

④ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものとし、その量は、人家、農地及び農業用施設又は公共的施設並びに、その周辺地域では、5年分以上、その他の地域では3年分以上とする。

(土砂流出防止施設)

- (21) ① 流出土砂については、できる限り各部分で抑止すること。
② 工事後に残土がある場合は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われること。

この場合における土捨場の位置は、急傾斜地湧水の生じている場所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定すること。

法面の勾配、小段の設置、排水施設の設置等は盛土に準じて行われ、土砂の流出の恐れがないこと。

(土地利用上の土砂災害防止)

- (22) 地形、地表等の状態から、土砂流出の可能性のある渓流がある場合は、土砂流出防止施設を設けるほか、周辺既存林地を残す等土地利用上の土砂災害防止に配慮すること。

(その他水の確保措置)

- (23) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときは、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられていること。

- (24) 周辺における水利用の実態からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合は、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられていること。

2 排水施設等に関する技術基準

(計画の基本)

- (1) 排水施設は、開発区域の規模、地形、予定施設の用途、降水量等から想定される雨水及び汚水を適切に排水できる能力をもった構造とすること。
- (2) 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して雨水及び汚水を適切に排出できる開発区域外の排水施設又は海、湖沼、河川その他公共の水域に接続させること。この場合当該開発区域外の小河川、水路の流過能力分以上は、洪水調節のため一時雨水を調節池に貯留して調節すること。ただし下流の小河川水路を局部的に改修することにより、当該小河川水路の流過能力を増加させその調節容量を減量することができる。
- (3) 排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置すること。
- (4) 農業用ため池に雨水を排出させるときは、当該ため池の安全の確保を図るため必要な措置を講じること。(当該排水施設等の管理者の同意を得ていること。)
- (5) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように少なくとも20%の余裕をみて定める。流速は原則としてマニング式により求めること。

(6) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出すること

Q : 雨水流出口量 (m^3/sec)

$$① \quad Q = \frac{1}{360} f \cdot r \cdot A \quad f : \text{流出係数}$$

r : 設計雨量強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

② 設計雨量強度は下記単位時間内の10年確率で想定された雨量強度（表1）を下限とすること。

③ 流出係数は、表2を参考として定めるものとする。

表1

単位 : mm/hr

流域面積	単位時間	3年確率降雨強度		10年確率降雨強度		100年確率降雨強度	
		南部	北部	南部	北部	南部	北部
50 ヘクタール以下	10分	90	100	120	130	180	190
100 ヘクタール以下	20分	70	80	100	110	150	160
500 ヘクタール以下	30分	50	60	80	90	130	130

注1 南部とは、備前県民局・東備地域事務所・備中県民局・井笠地域事務所・高梁地域事務所・真庭地域事務所（旧北房町に限る。）の各管内とし、その他は北部とする。

流路が整備された区域の降雨強度は、tの値の算出根拠を明示して次式で算出することとしてよい。

$$\text{南部} \quad I = \frac{4,950}{t + 30} \quad \text{北部} \quad I = \frac{4,675}{t + 25}$$

表2

種類	流出係数
急しづんな山地	0.75~0.90
三紀層山丘	0.70~0.80
起伏のある山地・樹林	0.50~0.75
平たんな耕地	0.45~0.60
かんがい中の水田	0.70~0.80
平地・小河川	0.45~0.75
裸地	0.80~1.00
草地	0.40~0.80

注1 流出係数は表2を基準としこれらが混在する場合は、加重平均により算出すること。

2 保安林については、平たんな耕地の流出係数は0.50を下限とすること。

- (7) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置場所からみて溢水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は必要に応じ(5)に定めるものより大きくすること。
- (8) 放流によって地盤が洗掘される恐れがある場合には、水叩き工の設置その他の措置を適切に講じること。

(9) 洪水調節池等の設置

当該開発区域の下流の河川等において、当該開発行為に伴い増加する30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量（開発中及び開発後）を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、洪水調節池等の設置その他の措置を適切に講ずること。

安全に流下させることができない地点の選定及び洪水調節池の設置その他の措置の決定は当該河川管理者との協議によるものとする。

① 洪水調節容量の算定方式

洪水の規模が、年超過率で1／30以下のすべての洪水について、開発後におけるピーク流量の値を調節池下流の流過能力の値まで調節するとした場合の調節池の洪水調節容量は、1／30確率降雨強度曲線を用いて求める次式のV'の値を最大とするような容量をその必要調節容量とする。

$$V' = \left(r_i - \frac{r_c}{2} \right) t_i \cdot f \cdot A \cdot 0.2778$$

V' : 必要調節容量 (m^3) [$V' \times 1.2 = V$]

f : (開発中・開発後) の流出係数

A : 流域面積 (km^2)

r_c : 調節池下流の流過能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)

t_i : 任意の継続時間 (1時間以上)

r_i : 1／30確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 t に対応する降雨強度 (mm/hr)

下流流過能力 (QPC) に対応した降雨強度 (r_c) は次式によって求めること。

$$r_c = \frac{QPC}{0.2778 \cdot f \cdot A}$$

r_c : 調節池下流の流過能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)

QPC : 調節池下流の代表地点における流過能力

f : (開発中・開発後) の流出係数

A : 流域面積 (km^2)

② 調節池の設計堆積土砂量は1の(20)の④に準じて積算すること。

③ 調節池の周壁は、コンクリート擁壁、石積等により、法面は石張り、芝張り等により保護すること。

④ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあっては、コンクリートダムのそれの1.2倍以上ものであること。

(10) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(11) 設計流速は、汚水管渠にあっては、 0.6m/sec ~ 3.0m/sec 、その他の管渠（雨水管渠遮集管渠等）にあっては、 0.8m/sec ~ 3.0m/sec とすること。

なお、一般には流速は下流に行くにしたがい漸増させ、勾配は下流に行くにしたがい小さくなるようにする。

(12) 排水路及び雨水並びに汚水管渠の流出計算は次の式のいずれかを用いること。

$$\textcircled{1} \text{ クッター公式 } V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{1}}{1 + (23 + \frac{0.00155}{1}) \frac{n}{(R)^{1/2}}} \cdot (R I)^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

$$\textcircled{2} \text{ マニング公式 } V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

V : 流速 (m/sec)

Q : 流量 (m^3/sec)

n : 粗度係数

ヒューム管 0.013

現場打コンクリート 0.014~0.015

石積 0.025

A : 流水断面積 (m^2)

R : 径深 = $\frac{A}{P}$ (m)

I : 勾配

P : 潤辺 (m)

(13) 排水施設の構造

- ① 排水施設は、鉄筋コンクリート等堅固で耐久力を有し、かつ漏水を最小限度とする構造であること。
- ② 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は20cm以上であること。
- ③ 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、柵又はマンホールが設けられ、柵又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべき柵又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

- ア 公共の用に供する管渠の始まる箇所
- イ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所、ただし管渠の清掃に支障がないときはこの限りでない。
- ウ 管渠の直線部においても次表の範囲内で設置すること。

管 径	300mm以下	600mm以下	1,000mm以下	1,500mm以下	1,650mm以下
最大間隔	50m	75m	100m	150m	200m

(14) 樹又はマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべき樹にあっては、深さが15センチメートル以上のどろだめが、その他の樹又はマンホールにあっては、その接続する管渠の内径又は内のりに応じ、相当の幅のインバートが設けられていること。

3 自然保護に関する技術基準

(1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われること。

「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むをえず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表3の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表3の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表3に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表3に準じて適切に措置されていること。

表3

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。

開発行為 の目的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
スキーコース の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。</p> <p>また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
ゴルフ場 の造成	森林率はおおむね50パーセント以上とする。(残置森林率おおむね40パーセント以上)	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。</p>
宿泊施設 レジャー 施設の設 置	森林率はおおむね50パーセント以上(残置森林率おおむね40パーセント以上)とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事 業場の設 置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

開発行為 の目的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
住宅団地 の造成	森林率はおおむね20 パーセント以上（緑 地を含む）とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の 採掘、残 土による 埋立		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

4 ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取り扱うものとする。

5 学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場、事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

6 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施

設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に幅おおむね30メートル以上の残置森林等を配置するものとする。

- (2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を表4を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

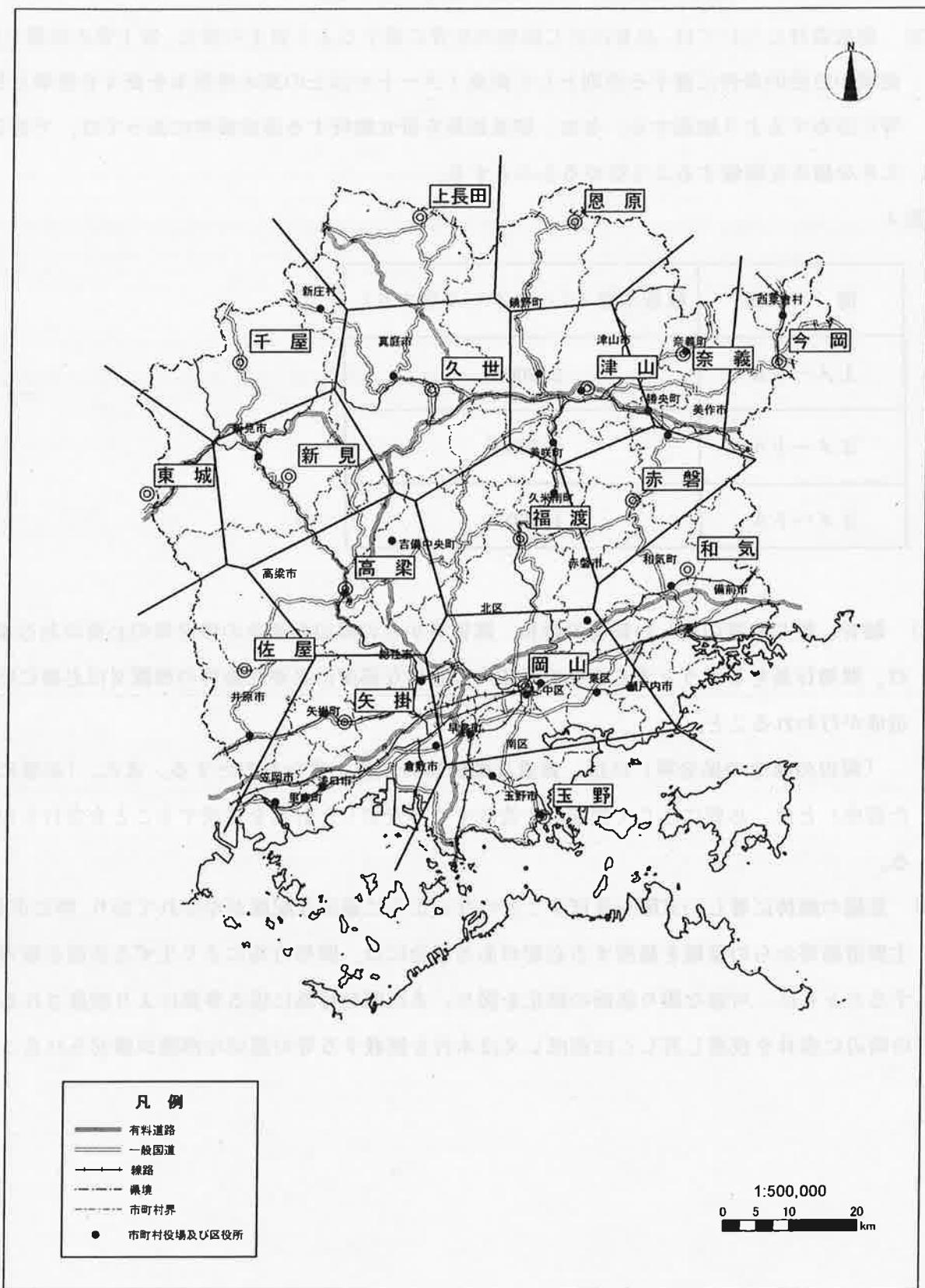
表4

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- (3) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

- (4) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮少するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられること。



観測所位置及びティーセン分割図

V 林地開発許可後の留意事項

1 次の各事項に留意して適切な開発を行ってください。

- (1) 許可の条件にしたがって施行してください。
- (2) 申請書及び申請書の添付図書にしたがって施行してください。
- (3) 関係職員が、開発行為の施行状況調査を行うときは、これに応じてください。
- (4) 開発行為に着手したときは、1週間以内に届け出してください。
着手届には工程表を添付してください。
着手後は、毎年12月末現在の施行状況を報告してください。
- (5) 開発行為の計画を変更するときは、その部分について工事を中止し、速やかに申し出てください。
- (6) 開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするときは速やかに届け出してください。
- (7) 防災工事を優先施行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行ってください。
- (8) 工事が完了したときは、速やかに完了届を提出してください。
- (9) 工事を2週間以上中止するとき、又はこれを再開するときは、1週間前までに届け出してください。
- (10) 工事を廃止するときは、廃止する日の1週間前までに届け出るほか、県民局の指示に従い防災措置を講じてください。
- (11) 工事中に災害が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、災害発生後1週間以内に届け出してください。
- (12) 事業を譲渡、又は相続、もしくは開発事業者の法人が合併等により、事業の地位を承継した場合は、速やかに届け出してください。
- (13) 許可を受けたときは、林地開発許可標識を現場の見やすい場所に掲示してください。
- (14) 工作物等が埋め戻しにより外部から明視できなくなる箇所については、工事の工程に応じて寸法・形状・位置等が分かるように写真等の資料を作成してください。

2 完了確認の検査

- (1) 開発行為が完了し、開発行為完了届が提出されたときは、完了確認検査を実施し、許可処分の内容にしたがって施行し、許可条件に適合しているかを確認します。
- (2) 確認調査の時点は、別記「林地開発に伴う防災施設等の確認時点」のとおりとします。
- (3) 工事の施工中途において必要と認めるときは、隨時調査を行います。
- (4) 調査の結果、修補の必要があると認めるときは、修補を要する箇所・方法・期間を明示して通知します。
- (5) 修補工事が完了したときは、速やかに届け出してください。

林地開発に伴う防災施設等の確認時点

1 基本的な考え方

- (1) 同一開発区域内の保安林・普通林については、完了確認時点を合致させてください。
- (2) 通常の防災施設完了後本体施設と不可分な代替施設がある場合は、その完了した時点で確認を行います。

2 個別事業の確認時点

転用目的	確認時点	細部的な取扱い
ゴルフ場	切土・盛土の法面保護工、コースの張芝、建物敷の敷地が完了した時点	時季的な関係、その他特別な事由でコースの張芝の一部が残った場合で保全上の支障がないと認められる時は、実態に応じて処理するものとします。
宅地造成	整地及び法面保護工完了時点	法面保護工は計画地の周囲及び大規模な法面保護工とします。
別荘造成	取付道、排水施設完了時点	取付道には計画区域内の道路を含みます。
道路	路体（側溝、敷砂利を含む）法面保護工完了時点	
農地造成	排水施設・圃場整地、法面保護工完了時点	圃場整地は土砂の流失がないと判断される時点とします。
土石の採掘	跡地の法面保護工完了時点	

VI 林地開発許可後の関係書類等とその手続き

1	着 手 届 (様式11)	許可を受け工事に着手するときは、速やかに着手届を提出してください。 着手届には工程表を添付してください。
2	許 可 標 識 の 掲 示 (様式12)	開発区域の入口付近に、開発の概要、許可を受けた者、工事施工者、許可番号を記した標板を設置してください。
3	現 場 写 真 撮 影 等	開発行為施工中における主要構造物及び埋設されたため完了後に明視できない部分等の工事を実施するときは、写真撮影を行い、写真の整理をしておいてください。
4	開発行為の変更申請	<p>1 許可を受けた開発行為に、変更が生じる場合には、その部分について工事を中止し、速やかに申し出てください。</p> <p>2 変更内容によっては、事前協議（様式13）が必要となります。</p> <p>3 協議完了後、開発行為変更許可申請書（様式14）を提出してください。（許可申請書に準じて必要書類を添付してください。） なお、変更内容によっては、林地開発行為変更届出書（様式15）の提出となる場合もあります。</p>
5	開発行為の変更届	<p>1 開発行為の時期変更届 開発行為の着手及び完了時期の変更がある場合は、工事時期変更届（様式11）を提出してください。</p> <p>2 開発行為の中止又は再開届 (1) 開発行為を中止する場合は、中止後1週間以内に工事中止届（様式11）提出してください。 (2) 中止届には、中止の理由及び対策工事を明記してください。 (3) 中止した開発行為を再開する場合には、1週間前までに工事再開届（様式11）を提出してください。</p> <p>3 開発行為の廃止届 (1) 開発行為を廃止する場合には、廃止する日の1週間前までに工事廃止届（様式16）を提出してください。 (2) 前項の届出には、廃止の理由及び対策工事を明記してください。</p>

6	災害の防止措置	<p>1 防災工事の先行</p> <p>2 災害発生届（様式17）</p> <p>開発行為の施工中に災害が発生し、早急にその対策が必要となつた場合、またはおそれがある場合は、次の事項を整理し、その原因と対策（応急措置、恒久的な復旧工事方針）等を1週間以内に報告してください。</p> <p>(1) 灾害発生箇所及び対策工事等がわかる図面。</p> <p>(2) 現況写真</p>
7	開発行為の承継 (様式18)	<p>許可を受けた後、開発用地の譲渡、または相続等により開発行為の地位の承継をした場合は、その承継者は速やかに林地開発行為承継届に次の書類を添えて提出してください。</p> <p>1 開発行為に係る事業用地の譲渡、または相続若しくは合併があつたことを証明する書類。</p>
8	完了了届	<p>1 開発行為が完了したときは、完了届（様式11）に確認時に必要な仕様書・工事完成図・工事完了写真・検査状況報告書（様式19）等を2部、また工事施行状況写真については1部提出してください</p> <p>2 検査状況報告書は、事業主体による土木施行管理士又はこれに相当する者により、必要な検査を行ったものとします。</p>

<p>新潟県の「新潟」は、新潟市に由来する。新潟市は、古くから「新潟」といわれてゐるが、これは、越後守の治す頃、越後守の子孫である守護代が、守護代の名を冠して「守護代の城下町」を意味するものである。守護代の城下町は、守護代の名を冠して「守護代の城下町」を意味するものである。</p>	<p>新潟市は、古くから「新潟」といわれてゐるが、これは、越後守の治す頃、越後守の子孫である守護代が、守護代の名を冠して「守護代の城下町」を意味するものである。</p>
<p>新潟市は、古くから「新潟」といわれてゐるが、これは、越後守の治す頃、越後守の子孫である守護代が、守護代の名を冠して「守護代の城下町」を意味するものである。</p>	<p>新潟市は、古くから「新潟」といわれてゐるが、これは、越後守の治す頃、越後守の子孫である守護代が、守護代の名を冠して「守護代の城下町」を意味するものである。</p>
<p>新潟市は、古くから「新潟」といわれてゐるが、これは、越後守の治す頃、越後守の子孫である守護代が、守護代の名を冠して「守護代の城下町」を意味するものである。</p>	<p>新潟市は、古くから「新潟」といわれてゐるが、これは、越後守の治す頃、越後守の子孫である守護代が、守護代の名を冠して「守護代の城下町」を意味するものである。</p>

VII 書式の様式

様式1	林地開発許可申請書	29
様式2-1	開発しようとする森林の地番明細書	30
様式2-2	開発しようとする森林以外の地番明細書	31
様式3	計画書(書式例)	32
様式4	資金計画書(書式例)	36
様式5	開発に關係のある権利者の同意書(書式例)	38
様式6	工程表	39
様式7	他法令との關係	40
様式8	残地森林、造成森林及び主要防災施設の維持管理計画書(書式例)	41
様式9	排水施設計算表	42
様式10	流出土砂貯留施設計画計算表	43
様式11	工事(着手・着手時期変更・完了・完了時期変更・中止・再開)届	44
様式12	林地開発許可標識	45
様式13	開発行為変更協議	46
様式14	開発行為変更許可申請書	47
様式15	林地開發行為変更届出書	48
様式16	工事廃止届	49
様式17	災害発生届	50
様式18	地位承継届	51
様式19	検査状況報告書	52
様式20	林地開発許可申請に対する意見書(書式例)	56
様式21	筆界確認書(林地開発許可申請用)	57

様式 1

林地開発許可申請書

年 月 日

岡山県知事

殿

住 所

申請者氏名 法人にあっては、名称及び代表者氏名 印

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番地外 筆 郡 村
開発行為に係る森林 の 土 地 の 面 積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予 定 年 月 日	
開発行為の完了 予 定 年 月 日	
備 考	

注意事項

1. 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として、少数第5位切捨第4位まで記載すること。
2. 備考欄は、開発行為を行うことについて、行政庁の許認可、その他の処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式2-1

開発しようとする森林の地番明細書

県 市 郡	町 村	大字 字	地番	地目	台帳	全面積 測定込 見又	開発行為に係る森林の内積			森林面積 造成緑地	森林面積 造成森林	森林面積 残置する	森林所有者等の 氏名又は名称	権利の 取得状況
							開発行為に係る実測面積	造成緑地	造成森林					
						ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		

- (注) 1. 地目は土地登記簿の地目を記載すること。
 2. 開発行為に係る実測面積、残置する森林面積及び造成森林、緑地（宅地造成に限り記載する）の実測面積は、地番毎に記載すること。
 3. 森林所有者等の氏名及び名称欄は、所有権及び抵当権、地上権等の権利の種類並びに各権利者の氏名又は名称を記載すること。
 4. 権利の取得状況欄は、使用承諾、賃借契約、売買契約等の土地等を使用する権利の種類を記述し、その取得を証する書類の写しを添付すること。

開発しようとする森林以外の土地の地番明細書

県	市 郡	町 村	大字	字	地番	地目	台帳	全面積	測は込 寒又見	開発行為に係る土地面積		土地所有者等 の氏名又は 名称	権利の 取得状況	
										開発行為に 係る面積 に実測面積 を記入	造成森林	造成綠地		
								ha	ha	ha	ha	ha		

- (注) 1. 地目は土地登記簿の地目を記載すること。
 2. 地番毎に記入すること。
 3. 権利の取得状況欄は、使用承諾、賃借契約、売買契約等の土地等を使用する権利の種類と取得年月日を記述すること。

計画書（書式例）

開発行為に係る森林の所在場所					
事業者 住所 氏名					
工事施工者 住所 氏名					
開発行為の目的					
開発行為に係る事業又は施設の名称					
地目別開発区域面積	地目	開発行為をしようとする事業区域面積	開発行為に係る事業区域面積	開発行為をしようとする森林面積	開発行為に係る森林面積
	山林	ha	ha	ha	ha
	原野				
	保安林				
	田				
	畑				
	その他				
	計				
用地選定理由					
開発行為に係る土地の権利の取得状況					

土 地 利 用 計 画	利 用 区 分	開 發 行 為 を し よ う と す る 事 業 区 域		開 發 行 為 を し よ う と す る 森 林	
		面 積 (ha)	割 合 (%)	面 積 (ha)	割 合 (%)
地形・地質 及び気候		地 形 基岩	標高 m ~ m	土壤	傾斜度 度~度
		地 質 象	氣 象	年間降水量 mm	
林 況			樹 種	林 齡	面 積
	天 然 林				
人 工 林					
無 立 木 地					
そ の 他					
計					
開 發 行 為 の 内 容	全 体 計 画				
	期 別 計 画				
	工 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
		年 年	月 月	月 日	月 日

防災工事の設計方針				
切土・盛土 捨土関係	総切土量	m ³	最大切土高	m 切土法面勾配
	総盛土量	m ³	最大盛土高	m 盛土法面勾配
	捨土量	m ³	最大盛土厚	m
	搬入土量	m ³	捨土処理の方法	
(※搬入する土砂等について、盛土として適正な土質、形状である旨を記載すること。)				
防災施設の内容	工種	規模・構造	数量	備考

残置森林の規模 と数量（開発区 域内の森林状況	残置森林総面積 ha 内 16 年生以上の残置森林面積 ha 残置森林率 % 造成森林面積 ha 森林区域外の植栽 ha 植栽及び緑化の方法 樹種 樹高 ha 当りの本数 本/ha
その他特に 配慮した事項	
残置森林及び 造成する森林等 の維持管理方法	
一時利用地の 利用後の現状 回復方法	
周辺地域における 住宅・道路・公園 その他施設等の 状況	
当該森林の水源 かん養機能に直接 依存する地域 の水需給の状況	飲料水利用住宅数 戸 水資源依存農地 ha 漁業関係に関する影響
周辺地域への 影響及び住民 生活への配慮等	森林施業上の影響 隣接土地所有者の同意 地域住民の意見等

資金計画(書式例)

1. 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 領	備 考
収 入	処 分 収 入		千円／m ²
	処 分 収 入		
	補 助 負 担 金		
	自 己 負 担 金		
	借 入 金		
	計		
支 出	用 地 費		千円／m ²
	工 事 費		千円／m ²
	整 地 工 事 費		
	道 路 工 事 費		
	排 水 施 設 工 事 費		
	給 水 施 設 工 事 費		
	公 園 施 設 工 事 費		
	付 帶 工 事 費		千円／m ²
	事 務 費		
	借 入 金 利 息		
	計		

2. 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	年度
支	事 業 費						
	用 地 費						
	工 事 費						
	付 帯 工 事 費						
	事 務 費						
	借 入 金 利 息						
出	借 入 償 還 金						
	計						
収	自 己 資 金						
	借 入 金						
	処 分 収 入						
	処 分 収 入						
	補 助 負 担 金						
入	計						
借 入 金 借 入 先							

開発に關係のある権利者の同意書（書式例）

年 月 日

開発者 住 所

氏名または名称 殿

権利者 住 所

氏名または名称 印

(電話)

私が権利を有する下記の物件について、あなたが開発行為または開発行為に関する工事を施行することに同意します。

なお、開発目的を変更する場合には、あらかじめ協議し、再度同意を求めてください。

記

開発目的

物 件 の 種 類	所 在 地 番	地 目	面 積 (m ²)	権利の種別	摘 要

- (注) 1. 物件の種類欄は、土地、建物、工作物等の種別を記入してください。
 2. 権利の種別欄は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、先取特権、抵当権等の別を記入して下さい。

様式6

工 程 表

工種	月	年	度	年度												備考
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	

他 法 令 と の 関 係

番号	法 令 名	協 議 機 関	手 続 き の 状 況	年 月 日

残置森林、造成森林及び主要防災施設の維持管理計画書（書式例）

年 月 日

岡山県知事
(又は○○県民局長)

殿

住所
氏名（名称）

印

次の残置森林、造成森林及び主要防災施設については、下記のとおり維持管理します。

1. 開発行為に係る森林の所在場所

市	町	大字	字	番地外	筆
郡	村				

2. 残置及び造成森林の区域及び面積

別図（区域図及び利用計画図）のとおり m²

3. 開発行為をしようとする森林の区域及び面積

別図（区域図及び利用計画図）のとおり m²

4. 主要な防災施設の種類及び数量

別紙（防災施設計画書）の内主要な施設

種 别	数 量

記

(残置森林等の保存)

1. 残置及び造成森林は、他の目的には一切転用しない。

(市町村森林整備計画等の遵守)

2. 残置及び造成森林が市町村森林整備計画等の対象となる場合は、その計画に即した施業を行ふ。

(造林の実施)

3. 残置森林等のうち補植又は改植を必要とする箇所には、森林計画に定める造林すべき樹種のうち現地に適合した樹種を適期に植栽する。

(保育の実施)

4. 下刈・つる切・除伐・間伐及び施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行う。(立木の伐採)

5. 残置及び造成森林の立木を伐採する場合は、森林法施行規則に定める代採届出書を提出して、市町村森林整備計画及び地域森林計画に適合する旨の通知を受けた後行う。

(維持管理計画図)

6. 残置及び造成森林の区域に変更を生じた場合は、開発行為完了時に変更後の残置及び造成森林の区域を示す図面を提出する。

(主要防災施設の管理)

7. 防災施設の内主要なものについては、事業完了後もその機能が適正に発揮されるよう適切に維持管理する。

注1 維持管理計画図（残置及び造成森林の区域を示す図面）の縮尺は1／5,000程度とすること。

様式9

排水施設計算表

水路番号	雨水区の利用区分				流出量			排水施設流			備考		
	集水面積 (ha)	林地 (ha)			雨量強度 (mm/hr)	流出係数 (m ³ /sec)	雨量流出量 (m ³ /sec)	管	勾	流速 (m/sec)	許容流量 (m ³ /sec)	安全率 (%)	
		林地 (ha)	草地 (ha)	耕地 (ha)									

(注) 備考欄には、集水区域の番号等を記載し、欄外には、本計算表に使用した流出係数、雨量強度、粗度係数、平均流速式等設計条件を記載すること。

流出土砂貯留施設計画計算表

貯砂施設記号	集水面積 ha	区 分	集水域の状況				流出				土砂				貯砂施設				備考	
			利用区 分		裸地		草地		草地		林地		林地		種類		貯砂量			
			裸地	草地	林地	草地	ha当たり	期間	ha当たり	期間	土砂量	林地	ha当たり	期間	土砂量	林地	土砂量	貯砂量		
計																				

(注) 備考欄には、集水域等を記載すること。

工事 着手・着手時期変更・完了 届
完了時期変更・中止・再開

年 月 日

○ ○ 県民局長 殿

届出者 住 所
 氏名または名称
 (電話) 印

さきに許可された林地開発行為の（着手・着手時期変更・完了・完了時期変更・中止・再開）について、下記のとおり届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日	岡山県指令 第 号
2 開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 郡 村	番地外 筆
3 開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	h a	
4 開 發 行 為 の 目 的		
5 工事の 着手・着手時期 変更・完了 完了時期変更 中止・再開	年 月 日	中止の場合は中止期間を明記する ~ 年 月 日 変更の場合は変更前の年月日を明記 (変更前 年 月 日)
6 着手時期及び完了時期を変 更し、または工事を中止・ 再開する場合はその理由		
7 添付書類	①工程表を添付すること（工事完了届は除く）。 ②工事完了届には、検査状況報告書等を添付すること。 ③中止する場合は、中止する期間に必要な防災措置の計画及 びその施工期限を記載した計画書を添付すること。	

(注) 本文および5欄のかっこ内の該当するものを○でかこんでください。

100 センチメートル以上

林地開発許可標識	
許可年月日及び番号	年月日 岡山県指令 第号
開発行為の期間	年月日から 年月日まで
開発行為の目的	
事業主 住所 氏名	TEL
工事施工者 住所 氏名	TEL
現場管理者 住所 氏名	TEL
開発行為区域の略図 (注)現在位置・周辺の道路等を含めた略図とする。	

年　月　日

○ ○ 県民局長 殿

住 所

申請者氏名

林地開発行為の変更協議について

年 月 日付け岡山県指令 第 号により許可された 市
町村 大字地内の 工事について、下記のとおり変更したいので、関係書類を
添えて協議します。

記

1 変更の内容

種 別	申 請	変 更 計 画	備 考

2 変更の理由

(注) 1 変更内容が開発面積、防災施設等の種別及び数量変更の場合は、工種別変更対照表を添付すること。

2 変更の理由は、別紙等で詳細に記載すること。

3 変更に係る関係図は、原計画と変更計画が判明するように表示すること。

開発行為変更許可申請書

森林法第10条の2の開発行為の変更の許可を申請します。

年 月 日

岡山県知事
(又は〇〇県民局長) 殿

申請者 住 所
氏名または名称 印
(電話)

1 当 初	年 月 日	岡山県指令 第 号
許可年月日・番号		
2 開発行為に係る森林 の所在場所及び面積	市 町 郡 村	大字 字 番地外 筆 ha
3 変 更 の 内 容		
4 変 更 の 理 由		

(注) 許可申請書に準じて必要書類を添付すること。

林地開発行為変更届出書

年 月 日

○ ○ 県民局長 殿

届出者 住 所

氏名または名称

印

(電話)

年 月 日付け岡山県指令 第 号により許可された 市
町村 大字

地内の 工事について、下記のとおり変更したいので、関係
書類を添えて届出ます。

記

1 変更の内容

種 別	申 請	変 更 計 画	備 考

2 変更の理由

- (注) 1 変更内容が開発面積、防災施設等の種別及び数量変更の場合は、工種別変更対照表を添付すること。
2 変更の理由は、別紙等で詳細に記載すること。
3 変更に係る関係図は、原計画と変更計画が判明するように表示すること。

工事廃止届

年 月 日

○ ○ 県民局長

殿

届出者 住 所

氏名または名称

(電話)

印

)

さきに許可された林地開発行為に関する工事を下記のとおり廃止したいので届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
2 工事廃止予定年月日	年 月 日
3 開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番外 筆 郡 村
4 開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	ha
5 開 発 行 為 の 目 的	
6 廃 止 の 理 由	
7 廃止時の土地の状況と 廃止に伴う今後の措置	
8 添付書類	①防災施設計画書（県が完了確認をしている場合は除く。） ②森林及び土地について、権利を有する者の廃止に関する同意書（写） ③放流先の水路等管理者の同意書（写）

災 害 発 生 届

年 月 日

○ ○ 県民局長 殿

届出者 住 所
 氏名または名称 印
 (電話)

さきに許可された林地開発行為について災害が発生したので届け出ます。

記

開発行為の目的	
開発行為に係る事業 または施設の名称	
開発行為の所在場所	
災害発生年月日	
災害の種類及び規模	
災害の応急措置	
復旧計画	

地 位 承 繼 届

年 月 日

○ ○ 県民局長

殿

届出者(承継者)

住 所

氏名または名称

(電話)

印

)

さきに許可された林地開発行為の地位を下記のとおり承継したので届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
2 開 発 行 為 の 目 的	
3 開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番外 筆 郡 村
4 開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	ha
5 承 繼 年 月 日	年 月 日
6 承 繼 の 原 因	
7 被承継人(従前の権利者) の住所・氏名または名称	
8 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 承継の原因を証する書類 ② 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場 合は、省令第4条第3号に掲げる書類 ③ 土地等に権利を有する者の同意書の写し

検査状況報告書

年 月 日

○ ○ 県民局長

殿

住 所

事業主体氏名

印

完成検査の状況は、下記のとおりでありました。

記

(1)

開発場所											
開発目的											
区域面積											
工事施行者氏名											
工 期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日								
検査者所属氏名											
切 土	法 勾 配										
	小 段										
	排 水 施 設										
	法 面 保 護										
盛 土	地 拖										
	法 勾 配										
	小 段										
	排 水 施 設										
	法 面 保 護										

盛 土	土 質	
土 転 圧		
明 渠	断面の大きさ	
	勾 配	
	地 拵 え	
	継 目	
	集 水 樹	
	流末処理	
暗 渠	深さ(径)	
	材 料	規格
		量
	布設状況	
	フィルター	
	排水施設	
コ ン クリ ー ト 擁 壁	流末処理	
	床 掘	
	断面形状	
	裏込礫	規格
		量
		詰込
	水 抜	
	コンクリート強度	
	〃締固め	
	〃打継	
	伸縮継目	
	ブロック規格	控長 重量
	胴込 コンクリート	量
		充填

ブ ロ ッ ク △ 石 積 ▽ 擁 壁	裏込礫	規 格		
		量		
		詰 込		
	水 抜			
	床 掘			
	断 面 形 状			
積 み 方				
鉄 線 籠 工	籠 規 格			
	詰 石			
	地 拭			
	断 面 形 状			
コ ン ク リ ー ト ダ ム	床	基 礎 地 盤		
		掘 両岸突込み		
	堤体断面形状			
	放 水 路 規 格			
	水 叩 部			
	流 末 処 理			
	コンク リート ダム	強 度		
	有効貯砂(水)量			
	洪 水 調 節 量			
	埋 戻 し			
フ イ ル ダ ム	床	基 礎 地 盤		
		掘 両岸突込み		
	放 水 路 規 格			
	水 叩 部			

フ イ ル ダ ム	堤体 断面 形状	天端厚	
		水表法	
		水裏法	
流末処理			
心 鋼 土	材 料		
	転 壓		
	遮水性		
	断面形状		
盛 土	材 料		
	転 壓		
	法面保護		
有効貯砂(水)量			
洪水調節量			
沈	構 造		
砂	容 量		
池	安 全 性		
緑 化 工	地 拭		
	草・木、種子		
	発芽状況		
	安 全 性		
仮設工 の処理	鉄線籠工		
	柵 工		
	沈砂池		
残土処理状況			

添付書類

- 1 主要施設の配置図
2 主要施設の構造図

様式20

林地開発許可申請に対する意見書（書式例）

岡山県知事

殿

市町村長

印

[申請者] 住 所
氏名または名称

[開発行為の目的]

上記の者による林地開発許可申請に関する意見は次のとおりです。

記

事 項	意 見
市に 町 村 す る こと 振 興 計 画	土地利用計画との関連 (土地利用の見地から開発に適する地域かどうかなどを記載すること。)
	開発構想との関連 (市町村振興計画等との関連の有無及び農林業投資受益地等の有無、公共施設整備計画との関連の有無等)
	開発が及ぼす効果に関すること (関連する公共・公益施設の設備状況・就労人口見込み等)
	その 他
他 事 法 項 令 に につ い て 許 認 可	保安林指定区域
	砂防指定区域
	河川保全区域
	宅地造成規制区域
	農地、山林、文化財などの状況について
開 發 區 域 及 び 周 辺 の 狀 況 に 關 す る もの	区域内の地形及び地質
	接 続 道 路
	流 末
	消 防 水 利
	上 水 道
	下 水 道
	周辺の自然環境
	周辺の文化財
	地域住民の意向
	その 他
総 合 的 意 見	

筆 界 確 認 書（林地開発許可申請用）

年 月 日

[土地の表示]

所 在
地 番
地 目
地 積

[所 有 者]

住 所
氏 名

印

上記土地の調査、測量に隣地所有者（又は利害関係人）として立会をしたが、当該土地に隣接する私の所有地（又は利害関係地）との筆界については、別紙図面に図示されたとおり相違ないことを確認いたします。

記

隣地（又は利害関係地）の表示	立会者の住所氏名	押印	立会年月日

- 注 1 立会者の氏名は、立会者の自署によること。
 2 本紙と別紙図面を合綴した上で、契印すること。
 3 所有者以外の者が立会をした場合は、所有者による立会者への委任状を添付すること。

VIII 林地開発許可制の適用されない開発行為に対する調整事務の概要について

- 1 書類の提出先 県民局長（地域事務所）
- 2 書類の提出部数 1部
- 3 提出すべき書類
- (1) 事業計画書 別記様式1号
- (2) 位 置 図 全開発区域及び林地開発区域を明示した縮尺 $\frac{1}{50,000}$ 以上の地形図。
- (3) 区 域 図 開発区域の森林部分について、開発部分と残置又は造成緑地部分に色別けし、更に林地開発に関する防災施設を記入した縮尺 $\frac{1}{5,000}$ 以上の地形図。
- (4) 事業計画平面図 事業の全体計画と周辺施設並びに防災施設の配置が判明する図面
- (5) 防災施設の構造概要図 主要工作物の構造概要を示すものとし、平面図と対照できるよう番号を附す。
- (6) 切 盛 断 面 図 森林区域内の代表的な切盛部数ヶ所につき、その勾配、擁壁、法面保護対策等を表した断面図とし、平面図にその位置を示して対照番号を附す。
- (7) 概要説明書（主として森林区域内） 別記様式2号
- (8) 開発行為に係る森林の地番明細書 別記様式3号
- 4 調整事務完了後の手続き
開発行為が完了したときは、工事完了届（別記様式第4号）を県民局長に提出するものとする。

事 業 計 画 書

	郡	町	大字	番地外	筆
1 林地開発区域	市	村			
2 開発の目的					
3 事業名					
4 事業主体					
5 施工者					
6 予定期					
7 事業内容					
8 全開発区域面積					
9 林地の開発区域面積					
10 林地の開発面積					

上記のとおり林地開発を計画しましたので、関係書類を添えて提出します。

年 月 日

県民局长 殿

事業主体 印

概要説明書

大別	事項	内容		
一般的 事項	1 区域内の森林の概況	地質 樹種	土質 林令	傾斜
	2 周辺地域の住宅、農地、道路等の状況			
	3 森林開発に対する地元関係者の意見			
	4 完成後の施設の維持管理者			
災害 防止	1 切取	総量 最大直高 法勾配 擁壁 法面保護	m ³ m 硬岩 箇所数 工種別数量	軟岩 延長 土砂 高～m
	2 盛土	総量 最大法長 法勾配 擁壁 法面保護	m ³ m 延長 工種別数量	高～m

大別	事 項	内 容			
災 害 防 止	3 捨 土				
	量及び捨土場所	m^3			
	法 勾 配				
	法 面 保 護	工種数量			
4 流出防止対策	擁 壁 等	ヶ所	L =	H =	
	土 砂 量	流出量	m^3	抑止計画書	m^3
	堰堤工計画基數	基 (コンクリート 鉄線籠)		基、土 基	
	堰堤種類別規模	No. 1 コンクリート	L =	H =	
5 排水施設	No. 1 土	L =	H =		
	その他工種別數量	仮設沈砂池	個	編柵工仮設	m
6 洪水調節対策	設計降雨強度	mm			
	種類別規模延長				
	調節池の計画数	個			
水 の 確 保	調 節 量	必要量	m^3/hr	調節可能量	m^3/hr
	配水施設の改修	箇所数	延長		
1 水量の確保対策					
	2 汚濁防止対策				

大別	事 項	内 容
環 境 保 全	1 残置森林面積	m ²
	2 造成緑地面積	m ²
	3 完成後の維持管理者	
	4 維持管理の方法	
そ の 他		

開発行為に係る森林の地番明細書

森 林 の 所 在 場 所						森林所有者の氏名又は名称
都 市	町 村	大 字	字	地 番	地 目	

工事完了届

年 月 日

○ ○ 県民局長 殿

届出者 住 所
氏名または名称 印
(電話)

年 月 日に調整が終了した林地開発行為について、下記のとおり届け出ます。

記

1 調整終了年月日・番号	年 月 日 第 号
2 開発行為に係る森林の所在場所	市 町 大字 字 番地外 筆 郡 村
3 開発行為に係る森林の土地の面積	ha
4 開発行為の目的	
5 工事の完了年月日	年 月 日
6 添付書類	①検査状況及び検査内容が確認できる書類 ②開発行為に係る森林の地番明細書 ③位置図(事業区域及び林地開発区域を明示した縮尺5万分の1以上の地形図) ④区域図(事業区域、残置又は造成区域及び防災施設を明示した縮尺5万分の1以上の地形図) ⑤成果図等

